

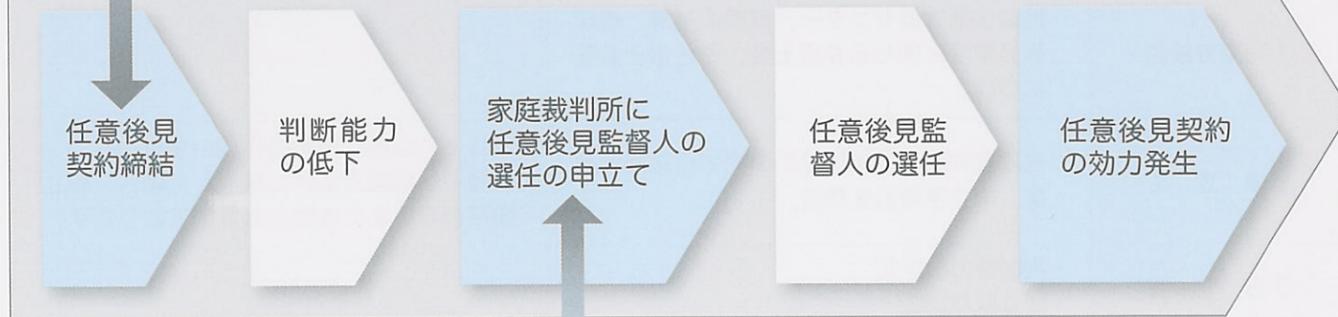


任意後見制度の場合、あらかじめ任意後見人になってほしい方と、ご自分の判断能力が不十分になったときに何をしてほしいかを話し合い、その内容を公正証書による契約で決めておきます。

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立て、任意後見監督人が選任されると任意後見が開始されます。

申立人	本人
任意後見受任者	本人に十分な判断能力のあるうちに、あらかじめ自ら選んだ方(任意後見人)
任意後見契約	任意後見契約を締結するには、任意後見契約に関する法律により、公正証書によらなければならないため、最寄りの公証役場に相談、依頼。
契約に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・本人の戸籍謄本 ・任意後見契約公正証書の写し ・本人の成年後見等に関する登記事項証明書 ・本人の診断書 ・本人の財産に関する資料

任意後見制度利用を開始するための手続きの流れ



申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
申立先	本人の住所地の家庭裁判所
申立に必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申立手数料、登記手数料、収入印紙 ・連絡用の郵便切手
申立に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・本人の戸籍謄本 ・任意後見契約公正証書の写し ・本人の成年後見等に関する登記事項証明書 ・本人の診断書 ・本人の財産に関する資料

問合せ先

鮭川村地域包括支援センター ☎55-2111 (内線132・138)

鮭川村

地域包括支援センターだより

第42号

令和6年3月発行



これからも安心して暮らしていくために

最近「同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった。」
「通帳や書類を保管した場所を思い出せない、置き忘れが多くなった。」
などこのような症状に思い当たる方や身近にこのような状況で困っている方はいませんか。

ご家族の手伝いができる制度があります。



作/絵 いなば せいら

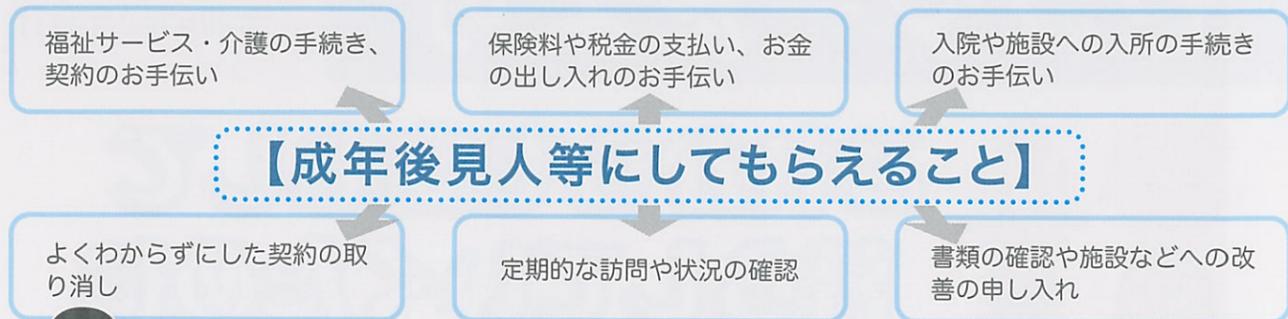


今回は、成年後見制度のしくみと成年後見制度の利用を支援するために村が行っている事業についてご説明します。



成年後見制度とは

知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある方について、いろいろな契約や手続きをする時にお手伝いする制度です。



◇成年後見制度は大きく分けると、**【法定後見制度】**と**【任意後見制度】**の2種類があります。

【法定後見制度】

判断能力が不十分になってから家庭裁判所の審判で成年後見人等が選任されます。



【任意後見制度】

判断能力があるうちに、本人が任意後見人となる方やその権限を決定できます。



法定後見制度の場合、対象となる方の障がいや認知症の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、お手伝いできる範囲が変わります。どんなお手伝いを受けられるのかは、医師による診断書などをもとにして庭裁判所が決めます。

	補助	保佐	後見
対象となる方	重要な手続き・契約等をひとりで決めることに心配がある方	重要な手続き・契約等をひとりで決めることが心配な方	多くの手続き・契約等をひとりで決めることが難しい方
申立てをすることが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		
受けられるお手伝いの範囲	一部の限られた手続き・契約等を ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	財産に関わる重要な手続き・契約等を ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	すべての契約等を ・代わってしてもらう ・取り消してもらう

※ 補助、保佐の場合、お手伝いしてもらうことを変えることができます。

※ 難しい手続き・契約等を本人に代わってしてもらうお手伝い(代理権)や一緒に決めてもらうお手伝い(同意権)を付け加える時は、別にお金がかかります。

出典：厚生労働省 成年後見はわかりHP参考

法定後見制度の利用支援のため 「鮭川村成年後見制度利用支援事業」を行っています!

支援の種類

- ・後見、保佐または補助の開始の審判請求に関すること(申立書、診断書)
- ・裁判所への審判請求に要する申立費用(申立手数料・登記嘱託手数料の収入印紙、連絡用の郵便切手、本人の戸籍謄本、鑑定料)
- ・制度利用後の成年後見人等の報酬に要する費用



※村長による申立ての場合は、必要な経費は鮭川村が負担します。ただし、対象者の所得状況を勘案し、負担能力のある方には後日求償します。

	法定後見制度利用を開始するための手続きの流れ	成年後見制度利用支援事業がサポートする内容
①利用の検討	地域包括支援センター、健康福祉課、成年後見制度に関わる弁護士会、司法書士会等に相談。	
②申立て	家庭裁判所へ成年後見の申立てに必要な書類、申立手数料を準備。	・申立てに必要な書類の作成のサポート ・対象者が事業の条件に該当した場合、申立費用の減免または助成の対象になります。
③調査	・判断能力の鑑定 ・聞き取り調査	
④審判	・後見等の審判の開始 ・成年後見人等の選任	
⑤審判の確定	後見等の開始	
⑥報酬の申請	成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行うことにより受け取り。	・成年被後見人の6親等内の親族、配偶者、3親等内の姻族に該当する親族以外の成年後見人等に対して報酬を助成します。 ・成年被後見人等が在宅または施設等に入所、入院している場合で、それぞれの基準額を定めています。

法定後見制度の申立てから後見の開始までの期間：約4ヶ月

相談窓口

健康福祉課 福祉係 (内線139)
鮭川村地域包括支援センター ☎55-2111 (内線132・138)